

乙第9号議案

売買代金請求事件の和解等について

売買代金請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件名 売買代金請求事件（那覇地方裁判所平成25年（ワ）第1036号）

2 当事者 原告 那覇市西1丁目4番7号

株式会社沖縄歯科器材ほか2社（別紙1のとおり）

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 損害賠償額 2,480,000円

原告別の明細は、別紙1のとおり

4 和解内容 別紙2、別紙3及び別紙4のとおり

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙1

原告	所在地	損害賠償額
株式会社沖縄歯科器材	那覇市西1丁目4番7号	2,300,000円
有限会社板倉歯科器材店	那覇市前島1丁目4番19号	0円
有限会社ハマダ歯科商店	鹿児島県鹿児島市樋之口町1番12号	180,000円
合計		2,480,000円

和解内容

和解当事者

原告 那覇市西1丁目4番7号 株式会社沖縄歯科器材

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、金2,300,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、原告訴訟代理人事務所に持参又は送金して支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 那覇市前島1丁目4番19号 有限会社板倉歯科器材店

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 2 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 鹿児島県鹿児島市樋之口町1番12号 有限会社ハマダ歯科商店

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、金180,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、原告訴訟代理人事務所に持参又は送金して支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。